

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 看護師等修学資金貸与制度のご案内

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構は、看護師・助産師を目指して勉強している学生を応援します。卒業後、当法人に就職し、看護師・助産師として一定期間勤務し、地域の医療に貢献した方には、返還を全部免除します。

◆対象者 次の項目のすべてに該当する方

- ①看護専門学校（大学）等に入学する方、または在籍している方（平成26年4月1日以降入学者に限る）
- ②卒業後に看護師・助産師として、当法人に就職を希望する方※
- ③学業成績が優れ、かつ心身ともに健康である方
- ④他に同様の修学資金の貸与または奨学金を受けていない方（山形県看護職員修学資金及び学資ローンの貸与を除く）

※当法人での採用を約束するものではありません。

◆修学資金の貸与 月額 50,000 円

◆貸与期間 在学する学校等の修業年限内

◆修学資金の返還

貸与終了後、修学資金貸与期間に相当する期間内で、年利5%を付して返還してください。

◆返還免除

当法人に就職し、勤務した期間が、学校等の修業年限に相当する期間に達したときは、返還を全額免除します。

◆募集人数

若干名（予算の範囲内で決定します。）

◆申込方法

- ①修学資金貸与申請書に必要書類を添え、当法人に提出してください。
- ②申請書は、当法人又は日本海総合病院のホームページからダウンロードしてください。

◆提出書類

- ①修学資金貸与申請書（理由書を含む。）
- ②学校等の長の推薦書（入学年度に申請する場合は不要です。）
- ③学業成績証明書（高等学校または高等専門学校以降すべてのもの。令和3年度末までの成績を提出ください）
- ④住民票謄本
- ⑤家計収入に関する証明書（令和3年分）

申請者の家計において、家計の支持者（父・母の両方又は配偶者）の収入等に関する証明書について次のいずれかを提出してください。

※家計の支持者（父・母の両方又は配偶者）に収入がない場合も提出が必要です。

※母子・父子家庭の場合は一方で可

※いずれも対象者の名前と所得額の記載があるものに限りです。

ア 市町村発行の直近の課税（所得）証明書

市町村によって証明書の名称が異なる場合があります。発行の日から2ヶ月以内のも



のを有効とします。

イ 直近の源泉徴収票の写し又は確定申告書控えの写し若しくは市町村民税申告書の写し
ウ 年金受給者の場合は、その額が分かる書類の写し（年金の源泉徴収票、支払通知書等）

◆ 申込期間 令和4年4月1日（金）までに申請してください。

後日貸与の可否を通知いたします。

◆ その他 「修学資金貸与規程及び規則」「修学資金貸与制度 Q&A」もご覧ください。

◆ 申請書提出先・お問い合わせ

〒998-8501 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院
総務課職員係 修学資金貸与担当 TEL 0234-26-2001 まで。